

郵政省電気通信局
電気通信事業部業務課 様

H12.10.23

社団法人 テレコムサービス協会

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた
接続ルールの見直しに関する意見の提出について

標記のことについて、別紙のとおり意見を提出しますので、よろしく取り
計らい願います。

別紙

1 卸料金制度の整備

(1) ドミナントな一種事業者への卸料金制の義務付け等

二種事業者向け卸料金制度の整備について、至急に検討、具体化をお願いしたい。

特に、ドミナントな一種事業者に対しては、卸料金制の義務付けを行うなど必要な措置を講じられたい。

なお、二種事業者向け卸料金制度の検討に当たっては、二種向けの卸料金を超える割引率での一種事業者による直接販売等公正競争上不適切な行為の防止及びNTTコミュニケーションズと東西NTTの一部のサービスがバンドルされた形で、二種事業者向けに提供されており、このバンドルの是正等についての必要な措置をお願いしたい。

(2) 公衆網のキャリアズレートの早期実現

専用線の線端接続については「端末間伝送等機能」としての相互接続によるキャリアズレートの実現に向かっているが、公衆網の線端接続についても、キャリアズレートの実現は、インターネット接続サービスの向上等の観点からも必要不可欠であるので、早期の実現を要望する。

(3) インターネットアクセス回線の伝送路費用の低廉化

ア インターネットの「高速化、常時接続化、低価格化」の実現という命題に向かってフレッツ・ISDN、DSLサービスの提供が開始されているが、これらのサービスの提供に当たってのこれまでの検討は、エンドユーザからNTT局舎までのアクセス回線の確保策等の検討に止まっている。

イ インターネットへのアクセスは、NTT等の局舎からISPに接続して、初めてインターネットへアクセスが可能となることを考えると、ISP事業者ビルまでの接続をインターネット・アクセスとらえるべきである。

ウ 例えば、NTTによるフレッツ・ISDNやDSLサービスについて

も、NTT局舎からISP事業者までのアクセス伝送路の費用の高さが、当該サービスへ二種事業者ISPの参入を難しくしている。

エ 現実の問題として、ISP事業者の年間運営費の60%以上が専用線等の伝送路料金で占められている現状を早急に解決することが、ユーザへのサービス向上の視点から必要である。

オ ISP事業者ビルまでの伝送路を、いかに経済的に構築すべきかについて、国の政策として、接続ルールの中で、検討を頂き、具体化をお願いしたい。

2 専用線網の長期増分費用方式の早期導入

本年5月の電気通信事業法改正及び先の接続料規則の整備に伴い長期増分費用方式が接続料算定に導入されるが、専用線網については、適用が見送られている。適正な料金算定の視点から専用線網への早期適用を要望する。

3 いわゆるゼロ種等からの二種事業者向け回線調達の制度化

いわゆるゼロ種等からの二種事業者向け回線調達（例えば、二種事業者向けIRUなど）及び第一種電気通信事業者の光回線の二種事業者向け調達制度について、実現をお願いしたい。